

小牧市事業者防犯カメラ等設置補助金交付制度

この補助金交付制度は、小牧市内の商業施設を利用する客が駐車する自動車駐車場又は自転車駐車場、分譲マンション又は賃貸共同住宅及び貸し駐車場の自動車駐車場を撮影する防犯カメラ・録画機を設置する経費の一部を補助するものです。

なお、平成22年4月1日から同補助金交付制度を施行しておりますが、平成27年4月1日より補助上限額と補助率に一部改正がありますので、確認していただきますようお願いします。

小牧市

○補助金交付制度の趣旨

小牧市内で発生する自転車盗、自動車内から金品を盗む車上ねらい及び自動車内のカーナビゲーションやナンバープレートなどを盗む部品ねらいなど、自転車駐車場や自動車駐車場で発生する犯罪を防ぐための制度です。

事業所内や社員駐車場における防犯カメラの設置は見受けられますが、一般客が利用する駐車場や、賃貸共同住宅を含めた貸し駐車場への設置が少ないことから、一般利用者の自動車を守ることを目的としてこの事業を行うものです。

○補助の対象となる者及び施設の条件について

補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者となります。

- (1) 補助金の交付の対象となる施設の経営者
- (2) 市町村税を過去2年間滞納していない者
- (3) 小牧市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でない者
- (4) 条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

補助金の交付の対象となる施設は、商業施設、分譲マンション又は賃貸共同住宅（公営住宅、社宅、官舎、寮等を除く）、貸し駐車場で、次に掲げる要件の全てを満たすものです。

- (1) 施設が市内に所在し（申請者は市外も可）、既に利用されていること。
- (2) 一般客の自動車が10台以上駐車可能な自動車駐車場又は一般客の自転車が30台以上駐車可能な自転車駐車場を有すること。ただし、駐車場は白線等で駐車場所が明確にされていることや、貸し駐車場は看板等が設置されていることが必要です。
- (3) 小牧市内に所在し、過去において防犯カメラに対する補助金の交付を受けたことのない施設

※次に掲げるものを商業施設として、要綱で定めております。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 飲食施設 | レストラン、ファストフード店、居酒屋等 |
| (2) 物品販売施設 | スーパーマーケット、コンビニエンスストア等 |
| (3) 娯楽施設 | パチンコ店、ゲームセンター、スーパー銭湯等 |
| (4) 宿泊施設 | ホテル、旅館 |
| (5) 理美容施設 | 理髪店、美容室、エステティックサロン等 |
| (6) 葬祭施設 | 葬儀場 |
| (7) その他市長が認める施設 | レンタルビデオ店、コインランドリー等 |

○補助の条件について

防犯カメラ及び録画機は、別表に定める仕様基準を満たす機器を、次に掲げる要件の全てを満たして設置していただきます。

- (1) 防犯カメラを2台以上購入し、屋外（施設壁面等）の位置に一般客からよく見えるように設置すること。既に防犯カメラを設置済みで、増設する場合も2台以上増設すること。（リースによる防犯カメラの設置は補助の対象外となります。）
- (2) 撮影場所は、一般利用者が利用する自動車駐車場又は自転車駐車場とします。屋内や従業員駐車場の撮影は不可とします。
- (3) 撮影する自動車駐車場又は自転車駐車場に、防犯カメラ設置者の名称と防犯カメラが作動していることを記載しているプレート等を一般利用者によく見える位置に設置すること。
- (4) 録画機を必ず設置し、設置した防犯カメラと接続すること。録画機能付防犯カメラについては接続する必要はありません。（リースによる録画機の設置は補助の対象外となります。）
- (5) 録画機は、屋内又は施錠設備のある場所で適切に管理し、録画データが流出しないようにすること。録画機能付防犯カメラの場合、記録媒体が盗まれないよう施錠設備を施すこと。
- (6) 防犯カメラの運用にあたり、特定の個人や施設の周囲の住宅等の撮影により、個人のプライバシーを侵害することのないように配慮すること。
- (7) 防犯カメラの操作や録画機の管理を行う管理者を指定し、個人情報が出しなないようにすること。ただし、犯罪捜査のため文書による提供要請があった場合や個人の生命等の保護のため緊急やむを得ない場合を除く。
- (8) やむを得ない場合を除き、防犯カメラ及び録画機は設置が完了した日から5年間は設置・運用を継続すること。

※設置工事費（電源ユニット工事も含む）や附属器具等（テレビモニターや取付金具等）に対する補助はありません。

※申請時に機器の仕様が確認できる書面（仕様書、取扱説明書等）を提出していただきます。機器の性能が仕様基準より劣る場合、補助の対象外となり、補助金を交付しない場合がありますのでご注意ください。

※本補助金は、防犯カメラ等の長期的かつ継続的な設置を促すことを目的としているため、リースによる防犯カメラ等の設置については対象としていません。

別表その1（第6条関係）

防犯カメラ仕様基準

アナログ式カメラ	
機器取扱業者・型番	設置する機器の取扱業者及び型番の記載があること。
夜間撮影機能	赤外線照明付カメラ又はデイナイトカメラであること。
屋外仕様	防滴又は防雨の性能を有すること。
連続動作	<ul style="list-style-type: none"> 映像出力の連続動作に係る性能が確保されていること。 N T S C 準拠の信号が連続的に出力されていること。
フォーカス調整	フォーカス（ピント）調整ができる機能を有すること。
画角調整	光学的に画角を調整する機能を有すること。
逆光補正	逆光補正機能を有すること。
自動映像レベル調整	<ul style="list-style-type: none"> 被写体の明るさに応じて映像レベルを自動で調整する機能を有すること。 アイリス制御機能（A L C）とゲイン制御機能（A G C）を有すること。
ホワイトバランス	<ul style="list-style-type: none"> カメラ周辺の照明環境の変化に合わせ、カメラのホワイトバランスを自動で追従させる機能（A T W）を有すること。 画面内の高彩度物体が大きく写りこむ場合に、白被写体を白色再現する別機能も有すること。
S N 比	S N 比の性能が、A G C を O F F 時に 4 8 d B 以上あること。
解像度	水平解像度の性能が 4 7 0 本以上あること。
最低被写体照度	暗いとき、カラー撮影又は白黒撮影で最低被写体照度 0 . 5 ルクス以下の性能を有すること。
ネットワークカメラ又は録画機能付防犯カメラ	
上記、アナログ式カメラの仕様基準と同等以上の性能を有すること。	

別表その2（第6条関係）

録画機仕様基準

デジタルレコーダ	
機器取扱業者・型番	設置する機器の取扱業者及び型番の記載があること。
連続動作	カメラ1台のみ接続した場合に30コマ/秒以上の入力映像を連続記録する性能基準（日本防犯設備協会の優良防犯機器認定基準。以下「認定基準」という。）を満たすこと。
録画面質及び画像サイズ	認定基準の画質（静止画）を満たす画質設定が可能なこと。
記録レート	連続記録及びアラーム記録の記録レートが認定基準を満たすこと。
記録時間	認定基準の画質を満たして、全チャンネル5コマ/秒で14日以上画像が記録可能なこと。
記録画像の取り出し	DVD-R、USBメモリ等のメディアに記録画像を取り出して再生が可能なこと。
ライブ画像の表示	モニタ等を接続した場合に、単画面のライブ画像の表示が可能なこと。
画面上への表示	モニタ等を接続した場合に、日時及び動作モードを画面上に情報表示が可能なこと。
日時検索	日付及び時刻を任意に指定することで、記録画像の日時検索が可能なこと。
変速再生	通常再生、一時静止再生、順方向コマ送り再生、早送り再生及び早戻し再生が可能なこと。
日時修正	被測定器の日時が、認定基準の精度を確保できること。
機器異常通知	ハードディスクエラー、ビデオロス等の機器異常通知機能を有すること。
モードロック	機器設定及び記録停止操作の制限が可能なこと。
ネットワークレコーダ	
上記、デジタルレコーダの仕様基準と同等以上の性能を有すること。	
録画機能付防犯カメラ	
上記、デジタルレコーダの仕様基準とほぼ同等以上の性能を有すること。	

○補助額について

防犯カメラ及び録画機本体購入費に1/2を乗じた額（千円未満の端数金額は切捨て）で、上限は30万円です。

【例1 防犯カメラ2台、録画機1台を次の見積り内容で設置した場合】
防犯カメラ1台あたり10万円、録画機1台25万円、材料費（電線、取付金具等）5万円、設置工事費10万円⇒見積り合計60万円（税抜）

（補助額の積算内容）

$$100,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 台} + 250,000 \text{ 円} = 450,000 \text{ 円}$$

$$(450,000 \text{ 円} + \text{消費税}) \times 1/2 = \boxed{247,500 \text{ 円}}$$

※千円未満の端数金額は切捨てでの補助になります。

【例1 積算結果】

補助額は、247,000円となります。自己負担額は、413,000円となります。

【例2 防犯カメラ4台、録画機1台を次の見積り内容で設置した場合】
防犯カメラ1台あたり10万円、録画機1台25万円、材料費（電線、取付金具等）5万円、設置工事費10万円⇒見積り合計80万円（税抜）

（補助額の積算内容）

$$100,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 台} + 250,000 \text{ 円} = 650,000 \text{ 円}$$

$$(650,000 \text{ 円} + \text{消費税}) \times 1/2 = 357,500 \text{ 円} \Rightarrow \boxed{300,000 \text{ 円} \text{【上限額】}}$$

【例2 積算結果】

補助額は、300,000円となります。自己負担額は、580,000円となります。

【例3 防犯カメラ2台、録画機1台を次の見積り内容で設置した場合】
防犯カメラ1台あたり8万円、録画機1台22万円、材料費（電線、取付金具等）5万円、設置工事費10万円⇒見積り合計53万円（税抜）

（補助額の積算内容）

$$80,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 台} + 220,000 \text{ 円} = 380,000 \text{ 円}$$

$$(380,000 \text{ 円} + \text{消費税}) \times 1/2 = 209,000 \text{ 円} \Rightarrow \boxed{209,000 \text{ 円}}$$

【例3 積算結果】

補助額は、209,000円となります。自己負担額は、374,000円となります。

【例4 防犯カメラ2台のみ増設をし、既存する録画機に接続する内容で次の見積り内容で設置した場合】

防犯カメラ1台あたり10万円、材料費（電線、取付金具等）2万円、設置工事費8万円⇒見積り合計30万円（税抜）

（補助額の積算内容）

$$\cdot \text{防犯カメラ } (\{10 \text{ 万円} \times 2 \text{ 台}\} + \text{消費税}) \times 1/2 = 110,000 \text{ 円}$$

【例4 積算結果】

補助額は、110,000円となります。自己負担額は、220,000円となります。

※補助額の算定については、申請の際に確認させていただきます。
申請金額に誤り等がありましたら申請書を修正する必要がありますのでご承知おきください。

○申請手続きについて

各種条件を満たしたうえで、毎年度1月31日までに次に掲げる書類を提出すること。ただし、予算の範囲内で補助金を交付するため、上記期日より早く申請の受付を終了する場合があります。

- (1) 小牧市事業者防犯カメラ等設置補助金交付申請書（様式第1） ※
- (2) 申請者が行っている事業の概要が分かる書類 ※
（公的機関が発行する証明書等）
- (3) 市町村税の納税証明書 ※
- (4) 設置する防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用の見積書
- (5) 設置する防犯カメラ等の仕様が確認できる書面 ※
- (6) 防犯カメラ等を設置する場所の現況写真 ※
- (7) 防犯カメラ等を設置する場所を表示した見取図
- (8) 誓約書（様式第2） ※
- (9) その他市長が必要と認める書類 ※

※(1)については、記入例を参考にしてください。

※(2)の証明書等とは、法務局が発行する現在事項全部証明書、保健所が発行する食品営業許可証、公安委員会が発行する古物商許可証などです。また、アパートなどを個人経営している場合は、対象施設（建物・土地）の固定資産評価証明を提出してください。賃借している場合は、契約書の写しが必要となります。（評価証明は資産税課にて交付しています。）

※(3)については、申請者が過去2年間小牧市に納付すべき税の納税状況を確認するために添付していただきます。（下表参照のこと）

個人経営者の施設で	
経営者が小牧市内に居住している場合	過去2年間小牧市に納付すべき義務のある税（市県民税、固定資産・都市計画税、償却資産税、軽自動車税、国民健康保険税のうち該当するもの）の納税証明書を添付する。
経営者が小牧市外に居住している場合	過去2年間小牧市に納付すべき義務のある市県民税（事業所税）の納税証明書又は居住地の非課税証明書を添付する。 過去2年間小牧市に納付すべき義務のある償却資産税の納税証明書を添付する。 ・ 経営する施設が賃貸物件である場合は、賃貸契約書の写しを添付する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営する施設が自己所有である場合は、過去2年間小牧市に納付すべき固定資産・都市計画税の納税証明書を添付する。
法人経営の施設で	
法人が小牧市内に所在する場合	過去2年間小牧市に納付すべき義務のある税（法人市民税、固定資産・都市計画税、償却資産税、軽自動車税のうち該当するもの）の納税証明書を添付する。
法人が小牧市外に所在する場合	<p>過去2年間小牧市に納付すべき義務のある法人市民税の納税証明書を添付する。</p> <p>過去2年間小牧市に納付すべき義務のある償却資産税の納税証明書を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営する施設が自己所有である場合は、過去2年間小牧市に納付すべき固定資産・都市計画税の納税証明書を添付する。 ・ 経営する施設が賃貸物件である場合は、賃貸契約書の写しを添付する。

ひとつでも完納していないものがあると、補助を受けられません。

なお、納税証明書は、収税課にて交付しております。

※(5)は、設置する機器の仕様書や取扱説明書のことです。なお、簡素化された仕様書では、機器の性能を審査できないことがありますので、そのような場合は仕様基準を満たすことが分かる書面を取り寄せていただくようお願いすることがあります。

※(6)の現況写真については、防犯カメラ等を取り付ける部分や駐車場の実態（駐車可能台数や月極駐車場案内看板等）がわかるものを添付してください。

※(8)は2部作成して1部は提出用とし、残り1部は申請者が保管してください。

※(9)の提出を求める書類の例としては、防犯カメラ等を設置しようとする場所の所有者が申請者と異なる場合に、所有者から得る同意書や、駐車場を共同で使用している場合の、その全ての関係者から得る同意書等です。

※申請後30日以内に交付又は不交付の決定を通知します。市から、小牧市事業者防犯カメラ等設置補助金交付決定通知書が届くまで、防犯カメラ等の購入契約及び設置は行わないでください。

○設置完了後の実績報告と実地検査について

防犯カメラ等の設置が完了した日（領収証発行日までを含む）から30日以内又は設置した年度の3月31日までのどちらか早い日までに、次に掲げる書類を提出すること。

また、申請書と実績報告書に基づき実地検査を行いますので、申請者は実地検査に協力すること。

(1) 小牧市事業者防犯カメラ等設置補助事業実績報告書（様式第9）

（様式第9は小牧市事業者防犯カメラ等設置補助金交付決定通知書と併せて申請者へ送付いたします。）

(2) 防犯カメラ等の購入及び設置に係る契約書及び領収書又はこれに相当する書類

(3) 設置した防犯カメラ等の現況写真

(4) 設置した防犯カメラにより撮影された画像

※実績報告書が期日までに提出されない場合、補助金交付申請の取下げがあったものとみなし、補助金を交付いたしませんので、ご了承ください。

○補助金額の請求について

申請書と実績報告書に基づく実地検査の結果、適正であれば補助金の額を確定し、小牧市事業者防犯カメラ等設置補助金確定通知書を送付いたします。この通知書を受け取ってから20日以内に、同封してある小牧市事業者防犯カメラ等設置補助金請求書を提出してください。

補助金は、請求書を市が受け取った日から30日以内に交付します。

○申請後や設置後に遵守すべき事項について

(1) 申請の取下げを行う場合は、小牧市事業者防犯カメラ等設置補助金交付決定通知書を受け取った日から15日以内に、小牧市事業者防犯カメラ等設置補助金交付申請取下書を提出していただく必要があります。

(2) 5年間は設置等を継続することと条件に定めておりますが、やむを得ない事情で設置数の変更や撤去を行う場合は、小牧市事業者防犯カメラ等設置補助事業変更等承認申請書を提出していただく必要があります。

(3) 防犯カメラの設置場所等を変更する場合は、必ず事前に変更の申請を提出してください。

※上記事項を確認するため、設置後5年間は予告なく立入検査を実施する可能性があります。適切な管理が確認できなかった場合、補助金の返還を求めることがありますのでご了承ください。

○申請から補助までの流れ

各種条件を満たすならば申請をする。(P 1～P 6 参照)

【市の対応】

- ① 毎年度 1 月 3 1 日まで受付。ただし、予算の範囲内で補助金を交付するので上記期日より早く受付終了の場合があります。
- ② 申請に基づく現地調査と申請書の内容確認をします。
- ③ 不備等がなければ、交付決定通知書を郵送します。

【注意】

申請前に、購入契約及び設置工事を行った場合は、補助できません。

交付決定通知書を受け取る。

【注意】 交付決定通知書を受け取る前に、購入契約及び設置工事を行わないでください。事前に行った場合は、補助できません。

【注意】 申請を取下げの場合は、交付決定通知書に記載がある取下期限（15 日以内）までに小牧市役所市民安全課へ連絡をしてください。

防犯カメラ等購入及び設置に係る契約を
施工業者と結び、設置工事を行う。

【注意】 申請した内容で購入及び設置に係る契約を結び、設置工事を行ってください。設置する機器の変更または設置場所の変更及び見積額の変更を行う場合は、必ず市へ変更の申請書を提出してください。

設置工事が完了したら契約額を
施工業者に支払い領収証を発行してもらう。

領収証発行日から 30 日以内に
必ず実績報告書、その他提出書類を提出する。

【市の対応】

実績報告書に基づき、実地検査（カメラ・録画機器の確認）を行います。検査の結果適性であれば、確定通知書と補助金請求書を郵送します。

【注意】

30 日以内に提出がない場合、補助ができませんのでご了承ください。

受け取った補助金請求書を
20 日以内に必ず提出する。

【市の対応】

補助金請求書を市が受け取った日から 30 日以内に、指定された銀行口座に補助金を振り込みます。

指定した銀行口座への入金。

○問い合わせ先

詳しい内容や相談に関しては、下記までお問合せ下さい。

〒485-8650

小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市役所（本庁舎2階）

市民安全課 交通防犯係

（TEL 0568-76-1137）